

# **平成23年度決算**

## **健全化判断比率等の状況**



**平成24年8月**  
**能美市総務部財政課**

# 目 次

## 1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	1
(2) 法律の目的	1
(3) 各比率の公表等	1

## 2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

(1) 健全段階	1
(2) 早期健全化段階	1
(3) 財政再生段階	2
(4) 公営企業の経営健全化段階	2

## 3 能美市の健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率（4指標）	2
(2) 資金不足比率	2
(3) 平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率	3

## 4 能美市における各会計区分

4

## 5 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法

(1) 健全化判断比率（4指標）	5
(2) 資金不足比率	7

## 6 用語解説

8

## 1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

### (1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）が平成19年6月に公布され、新たな地方財政の再生制度が法制化されました。

従来の再建法制では普通会計の収支のみが対象となっており、いきなりレッドカードが出て再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、多角的な視点から財政状況を捉えることとされました。

### (2) 法律の目的

法律の目的は、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームの構築であり、行財政上の必要な措置を講ずることにより、財政の健全性に資することを目的とするものです。

### (3) 各比率の公表等

市長は健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会へ報告し、かつ公表することとされています。また、公表した各比率は速やかに県知事に報告しなければならないとされ、当該報告を受けた県知事は速やかに総務大臣に報告しなければならないと規定されています。

## 2 財政健全化法に基づく地方公共団体の財政状況の段階区分

地方公共団体の財政状況は健全化判断比率に応じ、以下の（1）～（3）の3段階に、水道事業会計等の公営企業会計については、資金不足比率に応じ、以下の（4）の2段階に区分されます。

### (1) 健全段階

健全段階では比率の整備と情報開示の徹底が求められ、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表を行うこととなります。能美市の23年度決算に基づく健全化判断比率はこの健全段階となります。

### (2) 早期健全化段階

早期健全化段階では自主的な改善努力による財政健全化を図るもので、健全化判断比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準数値以上の場合には、財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行うこととなります。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務

大臣又は知事から必要な勧告が行われることとなります。

### (3) 財政再生段階

財政再生段階では、国等の関与により確実な再生が行われます。再生判断比率のいずれかの数値（健全化判断比率のうち将来負担比率を除く比率）が、財政再生基準以上の場合は、財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債発行の制限、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等が総務大臣から勧告されます。

### (4) 公営企業の経営健全化段階

公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定めるなど、(2)の早期健全化段階に準じた取扱いとなります。

## 3 能美市の健全化判断比率及び資金不足比率

### (1) 健全化判断比率（4指標）

(単位：%)

比率名	能美市	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	—	12.91以上	20.00以上
②連結実質赤字比率	—	17.91以上	30.00以上
③実質公債費比率	11.1	25.0以上	35.0以上
④将来負担比率	14.9	350.0以上	

※「—」は、赤字でないことを示します。

### (2) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	能美市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0以上
工業用水道事業会計	—	20.0以上
公共下水道事業会計	—	20.0以上
市立病院事業会計	—	20.0以上
農業集落排水事業特別会計	—	20.0以上
温泉事業特別会計	—	20.0以上

※「—」は、資金に不足がないことを示します。

(3) 平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率		健全化判断比率	能美市	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率					
		実質赤字比率(%)	-	12.91	20.0	区分			平成21年度	平成22年度	平成23年度
		連結実質赤字比率(%)	-	17.91	30.0	子 分 母	元利償還金(公債費充当一般財源等額)	(A)	2,345,478	2,469,055	2,648,124
		実質公債費比率(%)	11.1	25.0	35.0		満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年割相当額)	(B)	0	0	0
石川県能美市		将来負担比率(%)	14.9	350.0	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	(C)	855,250	801,830	969,395		
実質赤字比率							一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	(D)	228,857	177,628	157,171
歳入総額							債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	(E)	64,011	13,620	2,107
歳出総額							一時借入金の利子	(F)	2,732	679	634
歳入歳出差引額							算入公債費等	(G)	2,288,317	2,353,125	2,546,807
翌年度に繰り越すべき財源							小計 (A) ~ (F) - (G)	(H)	1,208,011	1,109,687	1,230,624
実質収支額							標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額)	(I)	12,700,938	12,983,156	13,386,473
標準財政規模							算入公債費等	(J)	2,288,317	2,353,125	2,546,807
実質赤字比率							小計 (I) - (J)	(K)	10,412,621	10,630,031	10,839,666
*黒字の場合は、「- (ハイフン)」で表示し、黒字の数値を参考として下段に( )書きで表示							単年度実質公債費比率 (H)/(K) × 100	(L)	11,60141	10,43917	11,35297
連結実質赤字比率							実質公債費比率(3か年平均) (L)/3				11.1
区分		歳入総額・流動資産等	歳出総額・流動負債等	歳入歳出差引額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額・資金不足額・剩余額	資金不足比率(%)	将来負担比率			
実質収支額	一般会計等		22,904,150	22,349,882	554,268	130,831	423,437				
	国民健康保険特別会計		4,772,358	4,611,939	160,419	0	160,419				
	後期高齢者医療特別会計		407,391	407,332	59	0	59				
	介護保険事業特別会計(保険事業特別会計)		3,494,141	3,437,429	56,712	0	56,712				
	介護保険事業特別会計(サービス事業特別会計)		11,909	10,026	1,883	0	1,883				
資金不足額・剩余額	公営企業会計	水道事業会計	1,139,374	84,501	-	-	1,054,873				
		工業用水道事業会計	430,704	355,519	-	-	75,185				
		公共下水道事業会計	354,932	295,444	-	-	59,488				
	非適用	市立病院事業会計	1,472,615	79,991	-	-	1,392,624				
		農業集落排水事業特別会計	92,396	82,189	-	-	10,207				
		温泉事業特別会計	28,177	23,514	-	-	4,663				
実質収支額・資金不足・剩余額合計						3,239,550					
標準財政規模						13,386,473					
連結実質赤字比率						-					
*黒字の場合は、「- (ハイフン)」で表示し、黒字の数値を参考として下段に( )書きで表示						(24.20)					

※早期健全化基準及び財政再生基準は、平成23年度決算の基準です。

※決算額等は、千円単位で表示しています。

## 4 能美市における各会計区分

			① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
	一般会計等 (一般会計のみ)					
能 美 市 の 全 会 計	国民健康保険特別会計					
	介護保険特別会計（保険事業勘定）					
	介護保険特別会計（サービス事業勘定）					
	後期高齢者医療特別会計					
	公営事業会計	水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		公共下水道事業会計				
		市立病院事業会計				
		農業集落排水事業特別会計				
		温泉事業特別会計				
			資金不足比率			
関 係 団 体 等	一部事務組合・広域連合	石川県市町村職員退職手当組合				
		石川県市町村消防団員等公務災害補償組合				
		石川県後期高齢者医療広域連合				
		手取郷広域事務組合				
		手取川流域環境衛生事業組合				
		手取川水防事務組合				
		南加賀広域圏事務組合				
		能美広域事務組合				
		能美介護認定事務組合				
	三セク等	能美市土地開発公社				
		財団法人能美市ふるさと振興公社				

## 5 能美市の健全化判断比率・資金不足比率の分析及び算定方法

### (1) 健全化判断比率（4指標）

#### ① 実質赤字比率

この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、数値が大きいほど、財政が厳しい状態であることを表します。

能美市の23年度決算に基づく「実質赤字比率」は、実質収支が黒字であるため、「-」で表示しています。

#### 【算定方法】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ② 連結実質赤字比率

この指標は、一般会計等と公営事業会計のすべての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

能美市の23年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一般会計等の実質収支が黒字であること及びその他の会計においても資金不足が生じていないため、「-」で表示しています。

#### 【算定方法】

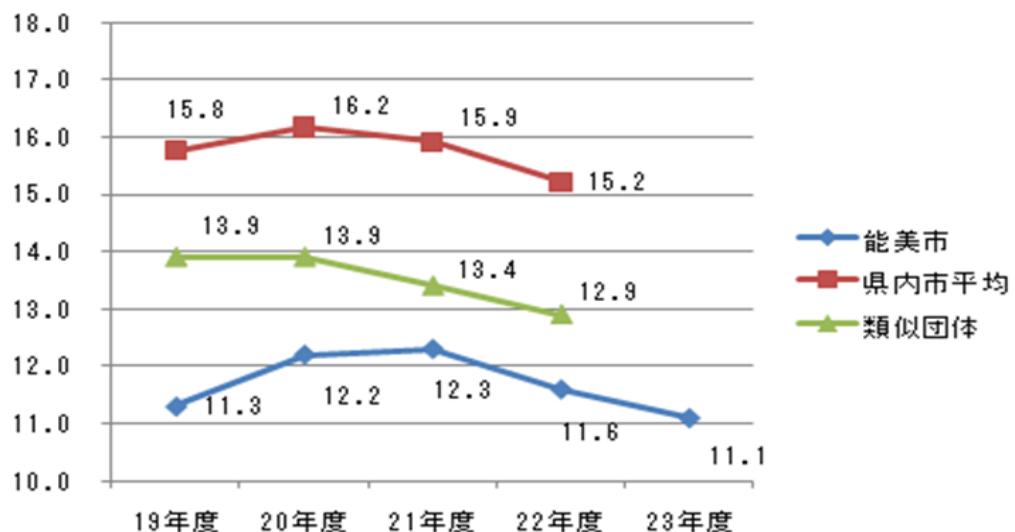
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ③ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

能美市の23年度決算に基づく数値は11.1%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っています。これは平成19年度から平成21年度に実施した補償金免除の繰上償還の影響により後年度の元利償還金が低減したこと、借入において交付税算入の大きい地方債を発行していること、普通交付税額が増加したことが主な要因です。

### 実質公債費比率の推移



#### 【算定方法】

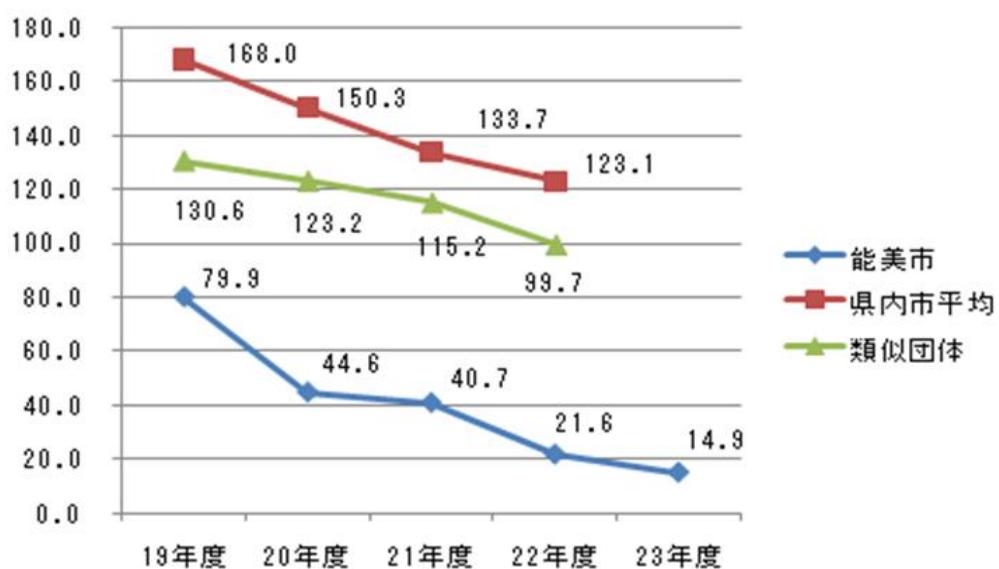
$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{ の 3か年平均}$$

#### ④ 将来負担比率

借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

能美市の23年度決算に基づく数値は14.9%と早期健全化基準の350.0%を大きく下回っています。これは、能美市の地方債残高は多額であるものの普通交付税算入される地方債が多いことや償還等に充当可能な基金が現在のところ約52億円あることが主な要因です。

### 将来負担比率の推移



#### 【算定方法】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

#### (2) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので、一般会計等の実質赤字額に相当するものです。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

能美市の各公営企業会計においては、資金の不足が生じていないため、「-」で表示しています。

#### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 6 用語解説

### ○ 一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、能美市では一般会計のみが該当

### ○ 公営企業会計

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、主に事業による収益により行政サービスの提供を行うもの。地方公営企業法の適用の有無により、法適用企業と法非適用企業に区分

- |                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| ・能美市における法適用企業  | 水道事業会計、工業用水道事業会計、<br>公共下水道事業会計、病院事業会計 |
| ・能美市における法非適用企業 | 農業集落排水事業特別会計、温泉事業特別会計                 |

### ○ 一部事務組合・広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体

### ○ 第三セクター

地方公共団体（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体

### ○ 実質赤字額

繰上充用額と支払繰延額と事業繰越額の合計額

- ・繰上充用額とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額とは、実質歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額とは、実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

### ○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもの

### ○元利償還金

借入金の返済額及びその利子

### ○準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還に準ずるとみなされるもの

## ○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が1年間に標準的な行政を行うのに必要とされる経費

## ○充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金・預金・国債等で保管しているものの合計額（貸付金・不動産等は含まず）

## ○解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

## ○資金の不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算出した額

## ○事業の規模

料金収入など、主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの

**平成 23 年度決算 健全化判断比率等の状況**

平成 24 年 8 月発行

能美市総務部財政課

〒923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地

TEL 0761-58-2203 FAX 0761-58-2290